

雪害被害者への看護師国家試験再実施等の早急な救済を求める決議

記

平成二十六年二月十四日から降り続いた大雪により、とくに平年の降雪及び積雪の量が少ない関東近圏において甚大な被害が発生している。同月十六日に実施された第一〇三回看護師国家試験についても、交通機関等の運休や道路の封鎖、倒木や放置車両による通行障害などによって、国が指定した試験会場に到着することができなかつた者又は豪雪被害の危険と対峙しながら昼夜に渡つて移動を続け心身共に脆弱な状態で受験せざるを得なかつた者が、一千余名発生している。

今般の看護師国家資格取得試験の受験生の多くは、東日本大震災発生の翌月に入学・進学した若者である。国家的な危機の中で学業に専念し、その職への就業を目前にした今日、図らずもその前提となる国家資格の取得機会を、豪雪災害によつて失うという極めて不幸な被害に直面している。

このよつた事態に対し厚生労働省は二十四日、「交通機関の遅延・運休等のため定刻から一時間繰り下がる試験開始時刻までに試験会場に入場できなかつた者」に限つて追加試験を受験させる方針を公表した。追加試験の実施日は二月十九日、追加試験結果の発表日は三月二十九日としている。

しかし今般の被害に対し、雪害を受けた受験生の一部に限つて追加的な試験機会を与えるだけの対応では不充分であり、またこのままでは関東近圏の四月以降の医業經營に深刻なダメージを与えることが必至である。

雪害被害者の救済及び関東圏域の地域医療機能維持の観点から、自由民主党看護問題対策議員連盟は、今般の雪害被災地域からの受験生に対する公平な再試験受験機会の提供と合格者の速やかな看護師籍登録手続きについて、任命権者である厚生労働大臣に特段の対処を実施していただきたく、左記事項を切に要望する。

一 先に実施された第一〇三回看護師国家試験について、福島県、群馬県、新潟県、長野県、山梨県、富山県などの雪害被災地域からの受験生については、当人の申し出によりその試験結果を無効とし、再試験を受験する機会を提供する」と。

二 受験生・学校養成所及び関係団体等に対して幅広に被害実態を照会し、早急に所与の支援を講じること。また支援内容等に関する情報は速やかに対象地域の関係者等に周知することとし、若者の就業機会の逸失あるいはこれに起因する自殺等の不測の事態を招くことのないよう必要に応じて個別の相談対応も行うこと。

三 なお合格者については、四月一日からの就業に支障を來すことのないよう、速やかに看護師籍登録等の事務を実施すること。

右、決議する。

平成二十六年二月二十五日

自由民主党看護問題対策議員連盟

会長 伊吹 文明

委員 堀内 詔子